

**一般社団法人日本脳神経超音波学会**  
**医学研究の利益相反に関する規則**

(目的)

第1条 この規則は、日本脳神経超音波学会（以下、「本学会」と略す）が行う事業における「医学研究の利益相反（COI）」の開示に関する具体的な運用方法を示すことを目的とする。

(対象)

第2条 本学会が行う学術集会、教育講演会、および市民公開講座などで発表を行う筆頭演者は、自らのCOI状態の有無を明らかにしなければならない。

- 2 医師である会員は、COI マネージメントを行っている医学会に申告していなければならない。
- 3 医師以外の会員は、第2条の2以外の規則に従うものとする。

(基準)

第3条 開示が必要な金額を別表1に定める。

- 2 開示する義務のあるCOI状態は、本学会が行う事業や医学研究に関する発表内容に関連する過去3年間の企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(本学会が行う学術総会などにおける発表)

第4条 本学会が行う学術集会、教育講演会、および市民公開講座などで発表を行う筆頭演者は、演題応募時に自らのCOI状態の有無を明らかにしなければならない。

- 2 発表時には、発表スライドあるいはポスターに、筆頭演者のCOI状態について（様式）に従って開示する。

(COI委員)

第5条 COI委員は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は2年とする。ただし、再任（合計2期まで）を妨げない。

(違反者への措置)

第6条 COI委員は、医学研究の公正さと中立性と公明性の観点から本学会の目的に違反する行為に関して、理事会に報告する権限を有する。重大な遵守不履行に該当すると判断した場合の違反者への措置は、理事会の決定に委ねる。

(施行日および改正方法)

第7条 本学会COI委員は、原則として2年ごとに本指針の見直しを行い、理事会の決議を経て本規則を改正することができる。

附則

1. 本規則は2015年6月7日より施行する。

(別表 1)

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上。
- ② 株の保有については、単一の企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上の場合。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、単一の企業・団体からの年間の講演料が合計 100 万円以上の場合。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。奨学寄付金（奨励寄付金）については、単一の企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。

(様式)

例 1

日本脳神経超音波学会 利益相反の開示

筆頭発表者名：○○○○

演題発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業などはありません。

例 2

日本脳神経超音波学会 利益相反の開示

筆頭発表者名：○○○○

演題発表に関連し開示すべき利益相反関係

- ①役員・顧問 : ○○会社
- ②株保有・利益 : なし
- ③特許使用料 : ○○会社
- ④講演料など : なし
- ⑤原稿料など : ○○会社
- ⑥研究費 : なし
- ⑦その他報酬 : ○○会社